

第40号議案

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年6月7日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

感染症に係る業務に従事する職員に対する特殊勤務手当の支給対象業務及び支給額を見直すため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年芦屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 5 第2項の規定にかかわらず、別表防疫手当の項に規定する業務に従事した場合の手当の額は、同項に規定する手当の額とする。

別表防疫手当の項を次のように改める。

防疫手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する1類感染症，同条第3項に規定する2類感染症，同条第4項に規定する3類感染症，同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症（以下これらを「感染症」という。）が発生し，又は発生するおそれのある場合において，感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理業務に従事した職員	1日につき300円
------	--	-----------

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

参 照

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

感染症に係る業務に従事する職員に対する特殊勤務手当の支給対象業務及び支給額を見直すため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

防疫手当の支給対象業務を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する 1 類感染症， 2 類感染症， 3 類感染症， 新型インフルエンザ等感染症， 指定感染症又は新感染症に感染若しくは感染の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理業務とし， 当該業務に従事した職員に対して， 従事時間にかかわらず， 1 日につき 3 0 0 円を支給することとする。（第 4 条及び別表関係）

3 施行期日

公布の日